物品税の古物に対する課税と推計課税の可否

七〇~七二号 大阪地裁昭和五八年九月一六日判決 北畑静子対西成税務署長 昭和五五年(行ウ)第 物品税更正処分取

消請求事件

行政事件裁判例集三四卷九号一五八六頁

野

鹿

(研究部教授) 郎

【事実】

税の第一種の物品)について、西成税務署長Y(被告)に対し物品税の納税申告書を提出したところ、Yは昭和五二 原告Xは、 古物商を営む者であるが、Xが昭和四九年七月ないし昭和五一年一一月に小売した貴石製品等

- 年八月二七日付でXに対し、物品税更正及び加算税賦課決定処分を行った。
- た。 Xは、この処分には、次のような法律の適用及び前提事実の認定を誤った違法があるとして、その取消しを求め
- 品に対する課税方法 古物の小売に対する物品税の第一種の物品としての課税は、二重課税であって許されない。 (製造場移出課税制度)に比較して、不公平・不平等であって許されない。 また、
- 例えば、真珠製品などは、 て処分の対象とした物品の販売価格を推計したものであって、合理性を欠いている。 物品税については、 僅少な販売事績を基礎として、仕入価格に対する販売価格の割合を算出し、これに基づい 推計課税は許されない。仮に許されるとしても、本件処分において推計によったものは、
- るのに、物品税法別表「課税物品表の適用に関する通則」の二に規定する結合物品に該当すると判断し、全体を第一 本件処分の対象としたレンズ付のべっこうメガネ枠等は、 第一種の物品と不課税物品を組み合わせたものであ
- 種の物品に該当するとしたものであって、その判断は誤っている。

考慮しなかったのは違法である。 (四) 返還を受けた物品について、 物品税法二八条による税額控除ができるにもかかわらず、更正に当たってこれを

【判旨】

請水棄却

上記义の主張に対し、判決は、次のようにそのすべてにつき請求に理由がないとして棄却した。

繰り返されよりとも、その都度課税されることは当然のことといわなければならない。 に顕示される消費者の存在が推認され、これに担税力が認められるとして課税の対象とされるのであり、それが何回 であるから、 く、個々の物品の消費・使用という事実に示される消費者の担税力に着目して、その消費者に課税しようとするもの 物品税の本質は消費税であり、新しく作り出された価値たる商品それ自体を課税原因として把握するものではな 第一種の物品について消費者がこれを買い受ける行為があるならば、それがたとえ古物であってもそこ

が含まれている第二種の物品について移出課税方式とすることには合理性があり、その間に課税方式の差異によって 減少の小さいものが多く含まれている第一種の物品について小売課税方式とし、使用による価値の減少の大きいもの 売課税方式とすることは、徴税費の増大を来たし課税技術上も多くの困難を伴うことを考えれば、 また、物品税は、 消費のごとに課税される小売課税方式が原則的課税方法といえるが、第二種の物品についても小 使用による価値

著しく公平の観念に反するものとは認められない。

の事理であり、このことは推計課税についての根拠規定を欠いている現行物品税法のもとでも同様と解せられる。 者の課税標準額を補そくするのに十分な資料がないだけで課税を見合わせることの許されないことからいっても当然 ない場合に、 推計課税に関する実定法上の根拠規定を欠く場合においても、信頼し得る調査資料を欠くために実額調査のでき 真珠製品については僅少な販売事績を基礎として販売価格を推計しているが、合計小売価格に対する合計購 適当な合理的な推計の方法をもって課税標準額を算定することを禁止するものでないことは、

入価格の割合が昭和四九年分一四八%、昭和五〇年分一五一%と極めて近似した数値を示しており、このことからも

その割合に合理性を疑わせるもののないことが裏付けられているといい得る。 課税物品表の適用に関する通則の二に規定する結合した物品とは、二個以上の物品が一体となり一個の商品とし

て取引される場合であって、当該商品が二種以上の機能又は用途を有するものを指称すると解せられる。

申告すべきであり、その申告がない以上税務署長としては返還控除を考慮する余地はないのであるから、これをしな 返還による控除を求めるのであれば、その要件に従った事実を証する書類に基づき作成した計算書類を添付して

評釈

かったことに何らの違法もない。

判旨賛成。

一 古物に対する物品税の課税の可否

物品税の課税制度

があり、その都度課税原因が発生して再度課税されることがあるのに対し、第二種の物品にあっては、その製造に係 一種の物品にあっては、いったん小売された物品が再び流通市場に現われて再び販売業者によって小売されること

物品税の第一種の物品は小売課税制度をとり、第二種の物品は製造場移出課税制度をとっている。このことから、

税されることがないという差異がある。 る製造場からの移出の後に、通常、再びその製造に係る製造場から移出されることがないので、同一の物品に再度課

物品税が物税であることのみに着目し、 同一物品に対する課税は一回に限られるべきであるとすれば、Xの主張に

(二) 二重課税該当

件のほとんどは消費によって消滅するものでなく、その物に使用価値がある限り消費に耐え得るもの――耐久消費財 らかがわれる。 第二種の物品は、 よる価値減少が小さいものであり(中には記念メダルのごとく時の経過とともにむしろ価値が増大するものもある。)、 ――である。そして、課税物品表を概観すると、第一種の物品は、ダイヤモンドの指輪のごとく、総じて使用消費に 租税の分類上、物品税は典型的な消費税であり、かつ、物税である。また、酒税や揮発油税などと異なり、 乗用自動車や電気器具類にみるごとく、総じて使用消費による価値減少が大きいものであることが

き、それが消費者の購入する財・サービスの価格に転嫁され、消費者によって負担されると仮定して、その生産ある いは流通段階で課されるものである。 そもそも、 消費税は、消費の背後にある担税力に着目して課される租税であり、直接消費税の形をとる 場 合 を 除

都度の購入——消費に担税力を見いだすことができるというべきである。したがって、第一種の物品がいわゆる古物 品が物品として滅失せず、その度に新たな消費の対象として各々別異の消費者によって購入されるからであり、その れていて、さきに述べたように同一の物品につき、小売の都度繰り返して課税されることがあるが、これは、その物 となってからでも、 Xの主張は、単に物品税は同一の物品に対しては一回限りであるべきとする独自の見解に基づくものであって、当 物品税の第一種の物品は、その物品としての性格や生産・取引の実態等から、課税方式として小売課税制度がとら 販売業者が小売をする都度、課税されるのは当然というべきであり、二重課税には当たらない。

を得ないものである。

なお、このことについては、既に、最高裁において是認されているところである。(1)

課税方式による不公平性

種の物品と第二種の物品について、課税方式を異にすることにつき、課税上著しく公平の観念に反するかどうかを検 次に、第二種の物品との対比において不公平・不平等であるとする問題であるが、これについては、 判決は、第一

討し、現行制度には合理性があるとしてこれに反しないとし、Xの主張を退けた。

れているものと考えられるところであり、これに即した課税方式の差異を非難するのは、物品税の課税方式はすべて(3) 実態等を踏まえて、徴税の経済性や技術上の問題点などを検討したうえで決せられるべきものであり、物品税の課税(2) 同じであるべきとする見解にとらわれるものであって、失当というべきであろう。 物件のそれぞれについても、その性格が見極められ、その時代における生産・取引の実態等に応じた課税方式がとら もともと、消費税の課税方式については、課税段階の選定やその単複などにつき、課税物件の性格や生産・取引の

物品税の推計課税とその可否

物品税の推計課税

現行税法において、いわゆる推計課税についての規定を置いているのは、所得税法(一五六条)と法人税法(一三

条)である。

物品税法をはじめ、間接税関係税法には、この種の規定は置かれていない。

そもそも推計課税とは、税務署長が所得税又は法人税について更正・決定をする場合に、直接資料によらずに、各

な方法による限り、許容されるものとされている。 のもとにおいて本来あるべき実額課税の例外として、これによらざるを得ない必要があるときに限り、かつ、合理的 種の間接的な資料を用いて所得を認定する方法をいうとされており、判例・通説のもとでは、これは、(も) 申告納税制

との課税負担の公平の原則に反することになることも同様である。 きないからといって課税を断念することは、当該納税者の不法な利得において国庫に損失を与え、かつ、他の納税者 あるなどの理由により、 物品税その他の税においても、帳簿が存在しないか、帳簿書類が不備であるとか、納税者が当局の調査に非協力で 実額が把握できない場合があることは、所得税や法人税と同様であり、また、 実額が把握で

金相当額を不法に領得せしめる結果になり、仮に、税金相当額を領得せずに値引きして消費者に還元するとしても、 更に間接税関係諸税の場合、税金が財やサービスの価格に転嫁されて消費者によって負担されることが予定されて 実額が把握できないからといって課税を断念することは、 国庫の損失だけにとどまらず、当該納税者に税

र्§ 義務が順守されなければ、 課税の適正を期するために、罰則の担保の下に、厳格な記帳義務を課しているが、罰則の適用は別として、 間接税関係税法においては、課税原因発生事実に関する事項は、一般の記帳になじまないものが 少 な く な 実額の把握ができず、推計課税によらざるを得ないこととなる。

その分の不法な競争力を与える結果となる。

税単位期間中の総体を推計して行うことが必要であり、この点で所得税や法人税の場合と趣を異にする。 税に特有の要素を取り入れて、その課税原因発生事実を厳密に、かつ、個別に推計し、又は当該事実の少なくとも課 間接税の推計課税は、所得税や法人税のそれのように何らかの方法により所得を推計して行うものではなく、 間接

なお、これに関連して、推認の問題があるが、これについては、四で述べる。

推計課税の可否

を放置することは許されないとして、積極に解している。当然の事理であろう。 算がなし得ないからといって物品税の課税ができないということでは、課税の公平が保てず、課税庁の責務上もこれ いては、このような規定の有無にかかわらず、それが必要な場合は当然に許されるものとされている。判旨も実額計(?) 所得税法や法人税法におけるような推計課税についての根拠規定を欠く場合に、推計課税が許されるかどうかにつ

その納税者について推計課税が必要となる事例が起こり得ることは理の当然であり、課税制度の変革をもっ てして 税制度をとれば販売業者に対する推計課税の問題はなくなるということであろうか。いずれの方法をとるにしても、 をとっているために販売業者について推計課税の問題が起こるのであるから、製造場移出課税制度をとるか直接消費 税による納税を強制されるいわれはないとしている。その論旨は理解が困難であるが、察するところ、小売課税制度 Xは、物品税については推計課税は許されないと主張し、その理由として販売業者は担税者ではないから、 推計課

物品税の推計課税を許さないということはできないのであるから、Xの主張は当を得ていないというべきであろ

本件における推計課税の必要性と合理性

5

いが、 推計課税について、所得税法一五六条及び法人税法一三一条ともに、その要件についての明文の規定を置いていな 判例・学説ともに、実額により得ない場合に限り認められるとして、①納税者が帳簿書類等の資料を備え付け

ていない場合、②それが不正確で信頼できない場合又は③税務調査に非協力である場合でなければならないとされて

そのものの性格からすれば、本件についてその必要性が検討されているごとく、所得税や法人税と同様に考えてよい のではないかと思われる。 はできず、また、本件を除いてはこれを争った事例が見当たらないので、裁判例による検討もできないが、推計課税 物品税については、もともと推計課税についての規定がないので、その必要性についての根拠を法令に求めること

税の納税義務があると認められるときは、推計課税によらざるを得ないのは、所得税や法人税以上にその要請が強い といえるのではなかろうか。 むしろ、 物品税にあっては、課税要件事実の認定に帳簿依存性が強いので、 前記①~③の場合でその納税者に物品

要件として、①推計基礎の確実性、②推計方法の最適性及び③推計方法の客観性が挙げられている。 の方法が合理性を満足するものでなければならないとされる (通説)。 けだし、 当然のことであろう。そして、その 次に、推計課税については、推計の必要性があるからといって恣意的な課税が認められるわけではないとして、そ

ある」としたうえで、「けだし、推計の方法については間接税に特有の要素をとり入れることは別の問題として検討 の説明においても、「(間接税についても)直接税の場合と同様な推計課税に関する規定を明らかにすることが適当で(?) 総体を求める物品税(第一種)の推計課税になじむものではない。このことについては、昭和三六年七月の税調答申 るとされる。これらは、所得を求める税に適合した方法であろうから、課税物品の小売の事実の課税期間中における 所得税や法人税にあっては、一般的に用いられる推計の方法として、比率法、効率法、資産増減法、消費高法があ

すべきである。」と述べられている。

したがって、物品税には物品税なりに、これに適合し、かつ、前記①~③の要件を充たし、更にケース・バイ・ケ

ースの推計方法が採られるべきであろう。

税の課税標準の基礎となる興行収入額につき、資産負債増減法を用いて推計した事案について、これを相当と認めて なお、参考までに、入場税について、福岡地裁昭和四五年三月一九日判決・税務訴訟資料五九号三三三百は、入場

いるので紹介しておく。

本件における推計課税の必要性

記帳状況は販売価格を記載しているものと記載していないものがあるなど極めて不正確であり、更に当該職員の質問 検査に対して、他に帳票類が存在しないから課税物品の購入価格や販売価格は不明であると答弁し、また、課税物品 裁判所が認定した事実によれば、Xは、当該職員の物品税調査に際して、古物台帳のみしか提示せず、かつ、その

の在庫調査を拒否するなど調査に対して極めて非協力であったとのことである。

を得なかったというべきであり、推計の必要性が優に認められるとした判旨は当然である。 先等に対する反面調査等により得た間接資料等により小売価格を推計し、これに基づき課税標準を算定したのはやむ このような状況では、課税標準を納税者の帳簿等により実額で把握することは不可能であるから、 当該物品の購入

を負っているので、これに基づく古物台帳のみを提示したのではなかろうか。 義務もないと考えていたのではなかろうか。ただ、Xは古物商であるため、古物営業法一七条の規定による記帳義務 思うに、Xは古物である第一種物品には物品税の納税義務はなく、したがって記帳義務や当該職員の質問検査受忍

いずれにしても、再度にわたる最高裁決定及び本件判決で示されているように、Xは納税義務を負うの で ある か

記帳義務違反及び質問検査受忍義務違反の責を負わなければならないというべきである。

(三)本件における推計の合理性

その算出の基礎とした物品の数が一く一二個といった僅少なものであるから、その適用率自体に合理性がないとし た「適用率」を用いた推計方法は合理性はないとし、更に、②真珠製品等の一部の物品の適用率の算出に当たって、 て、①古物は骨とう的価値、使用状況、瑕疵の有無等により個々の物品の価格に大きな差異を来すため、Yが行っ 本件の推計課税につき、Xは、仮に推計課税が許されるとしても、合理性を欠くと主張した。そしてその理由とし

でないとした。極めて妥当な結論であると考えられる。 たことから関係がないとし、四個を基礎とした適用率は二か年にわたって近似した数値であり合理性を疑わせるもの して合理性が認められるとし、②の点については、一個を基礎とした適用率はこれを適用すべき物品の販売がなかっ 判旨は、①の点については、適用率を用いて小売価格を推計する方法は、Xの店舗の小売の実態を反映したものと

そこで、これをさきに挙げた合理性の要件と対応させて検討してみることとする。

帳されているものについて、暦年ごと及び物品税法上の品目別に、合計小売価額に対する合計購入価額の割合を求め れていないものについてこれを推計したことにある。本件でとられた推計方法は、小売価格及び購入価格がともに記 税物品の小売事実そのものは帳簿により把握されていて、当事者間にも争いはない。問題は、その小売価格が記帳さ 第一に、推計基礎の確実性――推計の基礎事実が確実に把握されているべきことについてである。本件の場合、課

する方法である(最終年次は適用率を算定するための基礎となる物品の数が少なかったので、直近年次の適用率を用 てこれを「適用率」とし、これを当該年次中の小売価格が記載されていない物品の購入価格に乗じて小売価格を推計

の確実性は十分に満たされているというべきである。 額により把握している。 いた。)。また、小売価格、購入価格双方とも記帳されていない物品の購入価格は、購入先に対する反面調査により実 以上のことからすれば、本件の推計は、記帳又は反面調査により把握した実額を基礎としたものであり、 推計基礎

きことについてである。本件の場合、小売業者における個々の物品の小売価格の推計を目的とするものであるから、 第二に、推計方法の最適性――その推計方法が具体的事案に適用し、課税標準を推算する方法として最適であるべ

ば にもあるとおり、本人の店舗の実態を反映した、最適の方法であるといえよう。 購入価格を基礎において、その者の平均的なマージンを上乗せした価格を小売価格として推計する方法は、判旨

般に小売業者は購入価格にいわゆるマージンを乗せて小売価格を設定するのが通常の営業形態であることからすれ

績を基礎としているのであるから、この主張は当たらないというべきである。 また、Xは、適用率算定の基礎とした物品の数が僅少な場合は、適用率自体が合理性を欠くと主張するけれども、 Xは、古物に固有の事情を挙げてこの方法は合理性を欠くと主張するけれども、X本人の店舗における相当数の実

以上、これを不合理というのは当たらないであろう。 客観的に著しい不合理が認められるならば格別、数値自体が相当と認められる限り、更に、いわゆる本人比率である

第三に、推計方法の客観性――その推計方法ができるだけ真実の課税標準に近似した数値を把握し得るような客観

的なものであるべきことについてである。

に近似した数値を求めることができる客観的なものであるといえよう。 本件の場合、推計に用いた「適用率」は、いわば実額を基礎としたものであってYの恣意は全く入っていないとい 、また、適用率自体X本人の相当数の売買実例の平均値であって、これを用いた推計方法は、真実の課税標準

四 推計課税と推認

るのではないかという点について吟味してみたい。もし推認に基づく課税であるならば、少なくとも推計課税の可否(エク) の「推計課税」は果していわゆる推計課税であるのか、そうではなく「推認(事実上の推定)」に基づく課税に当た ところで、本件においては、推計課税の可否、その必要性及び推計方法の合理性が争われているのであるが、

や必要性についての議論は無用であるからである。

その本質上、逋脱所得の認定については実額によることを要し、その存在につき一応の蓋然性の程度を以ってしては 認められた行政上の処分(更正・決定)においてのみ認められるに過ぎない。」とし、更に「刑事処分においては、 足りないものと解すべきである。」と判示している。 いわゆる推計課税について、東京地裁昭和五四年二月一六日判決・判例タイムズ三八六号一五一頁は、 刑事裁判においては、その本質上「疑わしきは罰せず」の法理のもとに、単なる推定による立証は認められない。 「税務署長に

る程度に推認し得ないとし、逋脱所得金額から控除している。 の場合と推認とは両者全く異なる問題である。」として、 ところで、刑事裁判においては、事実認定の方法として推認による場合があるのであるが、同判決は、「推計課税 推計にかかる収入金額の一部につき、その存在が確信を得

要は、推計課税が刑事裁判において、間接的な資料から推認して認定する方法として許容されるかどうかは、十分

三巻七号六九五頁は、「いわゆる推計の方法、すなわち、財産・負債の増減、収入・支出の状況、取扱量、事業の規 な証明が得られるかどうかにかかっているとされるのである。最高裁昭和五四年一一月八日第一小法廷決定・刑集三

模、対比に値する同業者の業績等を示す間接的な資料から所得金額を推認して認定する方法も、その方法が経験則に

はさむ余地のない程度の証明が得られれば足りる。」(傍点筆者)と判示している。(3) 照らして合理的であり限りにおいては、当然に許容されるべきものであり、要は、それによって合理的な疑いをさしい。

そこで本件についてみると、Yのした更正の一部は、Xの記帳不備、調査への非協力などにより実額が把握できな

類ごとの年間の適用率(小売価格が実額で把握されている物品の合計小売額に対する当該各物品の合計購入価額の割 が帳簿に記載されていないものについては購入先に対する調査により)実額で把握し、これに、Xにおける物品の種 そして、その推計の方法をみると、さきにも述べたように、まず、当該物品の購入価格をXの帳簿により(購入価格 かった一部の物品の各小売価格(課税標準たる金額と物品税相当額の合計額)を推計する方法で行ったものである。

税物品の個々の小売価格の推計を行うという点で全く態様が異なるというべきである。 この推計の方法は、所得税や法人税のいわゆる推計課税における所得金額の推計の方法とは大きく趣を異にしてい 所得税等にあっては年間又は事業年度中の所得の推計を行うのに対して、本件にあっては、

を乗ずる方法である。

所得税や法人税のいわゆる推計課税に対応する物品税(第一種) の推計課税というのであれば、 一課税期間

として一か月)中の個々の小売事実が実額で把握できないときに、合理的な方法により当該課税期間中の課税標準額

計して課税することである。 のうちの課税物品の小売価額がいかほどかが実額で把握できない場合に、これを例えば本人の既往の実績によって推 を推計することが想定される。更に具体的な例を挙げると、一課税期間中の総売上金額を実額で把握したけれどもそ

かがわれる。 昭和三六年七月の税調答申の説明にいう間接税の推計課税は、このような態様の推計課税を想定していたものとう

を個々に推認して課税したものというべきではなかろうか。 こうしてみると、本件のような「推計課税」は、いわゆる推計課税ではなく、むしろ、個々の課税物品の小売価

間接証拠により認定し、更に移出月の判明しないゴルフクラブについて各月平均して移出したものとの認定のもとで している。 課税した事案につき、これをことさら推計課税とせず、したがってその可否、必要性を論じないで、その認定を認容 務訴訟資料四七号一七九頁は、ゴルフクラブ(第二種物品)の製造移出数量、その材料であるシャフトの仕入数量を 物品税の推計課税ないし推認に基づく課税についての裁判例は少ないが、大阪地裁昭和四二年二月二一日判決・

五 その他の事項

ばレンズ付のべっこうメガネ枠につき、Xがべっこうメガネ枠(第一種の物品)とレンズ(不課税物品) の物品のように二個以上の物品が一体となり一個の商品として取引されるものをいうと判示したものである。 品であり、 判旨の三の課税物品該当性の問題は、課税物品表の適用に関する通則の二に規定する結合物品の意義に関し、 レンズの部分は課税対象とはならないと主張したのに対し、 判決(Yの主張も同旨)は、 この規定は問 の二個 物品税 の物 題

び課税物品表における所属を決めるのが通則の二の規定の趣旨であり、判決は、当然のことを述べたもの と 思 わ れ の課税物品は多岐にわたり、二個以上の物品が結合して一個の物品となっているものが少なくないので、その課否及

記載し、所定の書類を添付してこれを提出することにより、いつでも受けることができる。)。 を添付した申告をすれば受けることができるので、税務署長は更正に当たってこれを考慮する余地はない とし てい 定を適用して控除すべきであったと主張したのに対し、判決(Yの主張も同旨)は、当該控除は納税者が所定の書類 に関し、Xが、Yは調査により返還の事実を知っていたのであるから、そのものについては、更正に当たって当該規 判旨の四の返還に伴う物品税の控除の問題は、物品税法二八条の返還を受けた物品に係る税額の控除の規定の適用 当然のことである(返還による控除は、その物品の小売の月の翌月以降であれば、期限内申告書に所定の事項を

てがあり(最高裁昭和五九年(行ツ)第二七三号)、昭和六〇年五月二三日、上告棄却の判決がなされている(第一 同一理由をもって控訴棄却の判決がなされている。更に、この判決に対し、Xから全部破棄を求める旨の上告の申立 なお、本件は、Xから控訴が提起され(大阪高裁昭和五八年(行コ) 第四四号)、 昭和五九年六月一五日原判決と

法廷決定・税務訴訟資料九一号一三五頁も同旨。いずれも当事者は本件と同一である。 最高裁昭和四七年一二月一九日第三小法廷決定・訟務月報一九巻四号一五七頁。なお、最高裁昭和五二年二月三日第一小

(2) 例えば石油ガス税は、課税物件である課税石油ガスが課税物件として特定する時点、すなわち、充てん業者が充てん場に おいて自動車石油ガス容器に充てんする時に、当該充てん者について納税義務が成立することとしている。

- 3 れは、当時の生産、取引の実情に対応したものとされている。 Xが主張するように、現行の第一種の物品は、昭和二一年から二八年までの間、製造場移出課税制度がとられていた。こ
- 記長こよごまない。(5) 例えば、製造場移出課税制度をとる諸税の場合、課税物品の製造場からの移出の事実は、販売を伴わない場合は、一般の(5) 例えば、製造場移出課税制度をとる諸税の場合、課税物品の製造場からの移出の事実は、販売を伴わない場合は、一般の (4) 金子宏「租税法」三六五頁。 記帳になじまない。
- 7 6 田中二郎「租税法(新版)」八六頁。最高裁昭和三九年一一月一三日第二小法廷判決・訟務月報一一巻二号三一二頁。 物品税法三六条、同法施行令五二条、酒税法四六条、同法施行令五二条等。
- 10 9 8 物品税法四六条四号。 税制調査会昭和三六年七月「国税通則法の制定に関する答申(税制調査会第二次答申)及びその説明」七八頁。 南博方「推計課税の理論的検討」(租税法研究第三号)一二九頁。
- a あり、事実上の推定ともいう。それは、経験則の応用もしくは自由心証の問題である。」とされる。 松沢智「租税争訟法」三五六頁は、「推計課税と推認とは全く異なる問題である。推認とは、事実認定の一つの方法論で物品税法四七条七号。
- (3) 刑事裁判における推計立証の可否については、松沢智・井上弘通「租税実体法と処罰法」一六一~一六七頁参照